

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（889））

2. 日 時：平成30年4月24日 10時00分～11時45分
17時05分～20時05分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、吉村上席安全審査官、植木主任安全審査官、
岸野主任安全審査官、千明主任安全審査官、安田主任安全審査官、日南川安全審査官、
三浦安全審査官、竹内技術参与、山浦技術参与

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

山崎主任技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他22名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他4名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木耐震グループ 副長 他3名

中部電力株式会社：原子力土木部 設備管理グループ 副長 他4名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 主任 他3名

中国電力株式会社：電源事業本部（耐震設計土木） 副長 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他2名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、4月16日及び19日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請のうち、耐震性に関する説明書及び津波への配慮に関する説明書について、説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。

＜応力解析における既工認と今回工認の解析モデル及び手法の比較＞

- 耐震計算に関する補足説明資料として、「応力解析における既工認と今回工認の解析モデル及び手法の比較」「使用済燃料プールの耐震性評価に関する補足説明」「原子炉格納容器底部コンクリートマットの耐震性評価に関する補足説明」「原子炉建屋基礎盤の耐震性評価に関する補足説明」を早期に提出すること。
- 原子炉格納容器底部コンクリートマットの応力評価において荷重状態Ⅲの地震時（弾性設計用地震動 Sd）の荷重組合せを省略していることの妥当性を確認するため、材料物性のばらつき、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮しても、同荷重組合せの評価が既工認の評価に包絡されることについて検討し提示すること。
- 原子炉建屋基礎盤の応力解析モデル、条件の変更の適用性を確認するため、変更内容が1次遮蔽壁（S/W）及び内部ボックス壁（I/W）の評価に与える影響について検討し提示すること。

- 人工岩盤の健全性評価に関し、人工岩盤をモデル化した地震応答解析の結果を考慮する等、人工岩盤に対して保守的な評価とするための方針について検討し提示すること。
- 原子炉建屋基礎盤のうち原子炉棟基礎及び付属棟基礎の応力評価において適用している面外せん断に係る許容限界に関し、「技術基準解説書」※に規定された、補強筋を有する梁の面外せん断耐力算定式（荒川 mean 式）の適用性について整理して提示すること。
※ 2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課・国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所・日本建築行政会議, 2015）

<入力津波のパラメータスタディの考慮について>

- 入力津波高さについて、防潮堤設置ルート変更前後における遡上解析結果又は管路解析結果の差分が考慮されていることを分かるよう提示すること。
- 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動について、解析上の扱いを示した上で、地殻変動量の設定内容を提示すること。
- 防潮堤設置ルート変更により、放水路における管路解析結果の水位が上昇した理由について考察を加えること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし